基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年九月四日を基準日と定め、同日十四時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年九月中旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年八月二十日

静岡県藤枝市若王子七〇五番地の二

株式会社藤枝ＭＹＦＣ

代表取締役　小山　淳

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年九月三日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年九月二十三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年八月二十日

京都市中京区堀川通姉小路上る三坊堀川町五五番地一　エリッツ御池ビル

株式会社エリッツホールディングス

代表取締役　槙野　常美

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年九月五日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年九月二十五日を引受けの申込期日とする募集株主の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十四年八月二十日

沖縄県那覇市鏡水一七四番地

アイラス株式会社

代表取締役　三松　達哉

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年九月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年八月二十日

埼玉県春日部市中央四丁目三番地八

マルクワ家具株式会社

代表取締役　桑原　隆寿

合併につき株券等提出公告

当社は、ＢＡＳＦジャパン株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年八月二十日

横浜市戸塚区下倉田町二九六番地

ＢＡＳＦコーティングスジャパン株式会社

代表取締役　佐藤　昭彦

限定承認公告

本籍山形県西村山郡河北町大字吉田三六〇番地、最後の住所埼玉県深谷市稲荷町北二番九号

被相続人　亡　鈴木　與平

右被相続人は平成二十四年二月十七日死亡し、その相続人は平成二十四年六月五日さいたま家庭裁判所熊谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十日

山形県東根市神町南三丁目一―一（六師付）

相続財産管理人　鈴木　浩

限定承認公告

本籍京都府綾部市小呂町岡ノ段二番地一、最後の住所京都府福知山市字篠尾九九一番地

被相続人　亡　四方　修

右被相続人は平成二十三年八月二十九日死亡しその相続人は平成二十四年八月八日京都家庭裁判所福知山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十日

鳥取県米子市加茂町二丁目一一二リツリンビル三階弁護士法人アザレア法律事務所

相続財産管理人　垣尾直樹

右代理人弁護士　住　真介

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十四年四月一日確定給付企業年金法第八十条第三項に該当し、終了いたしました。なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務は明治グループ企業年金基金が継承しております。当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十日

東京都中央区京橋二丁目四番一六号

Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ株式会社

代表取締役　清算人　鈴木　健志

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千二百万三千三百十二円減少し十八億六千八十一万三千五百六十円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年九月二十一日であり、社員総会の決議は平成二十四年八月十六日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年三月二十九日

掲載頁　一四八頁（号外第七十二号）

平成二十四年八月二十日

東京都港区赤坂九丁目一番七号

タイト・バインディング特定目的会社

取締役　山本　祐紀

正誤

平成二十四年一月十二日（号外第七号）公布経済産業省令第二号（鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一	下	終りから二	（第二十六の	（第二十六条の
二	上	一	第二条の二	第二条の二中
〃	〃	七	「経済産業局長」を「経済産業省大臣又は経済産業局長」	「経済産業局」を「経済産業省大臣又は経済産業局」
〃	〃	終りから二	二四その他	鉱害賠償が生じた場合に備えた支払い能力を証する書面その他
〃	〃	二	同住民	住民
〃	〃	二	第四条の二	第四条の二第一項
〃	〃	一二	同条ただし書	同項ただし書
〃	〃	一二	願書	届書
三	〃	九～一〇	「特定鉱物の開発により公共の利益の増進を図るために緊急に必要と認められる事情は」	を削除する。
〃	〃	一四	第四十一条	法第四十一条
〃	〃	一五	様式第二十	様式第二十
〃	〃	終りから一三	一〇	九
〃	〃	一二	一五	二一
〃	〃	一二	は」は「又	は」を「又
〃	〃	一二	一〇	九
〃	〃	一二	は」は「又	は」を「又
〃	〃	一二	一五	二一
〃	〃	一二	に改め、同条第一号中	に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同条第一号中
〃	〃	終りから一二	改める。	改め、この場合において、「経済産業局長」とあるのは、「経済産業大臣又は経済産業局長」と読み替えるものとする。
〃	下	一七	第四十一条	法第四十一条
四	上	終りから一三	様式第二十	様式第二十
〃	下	九	一〇	九
〃	〃	一二	二一	二一
〃	〃	一二	は」は「又	は」を「又
〃	〃	一二	一〇	九
〃	〃	一二	は」は「又	は」を「又
〃	〃	一二	一五	二一
〃	〃	一二	に改め、同条第一号中	に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同条第一号中
〃	〃	終りから一二	改める。	改め、この場合において、「経済産業局長」とあるのは、「経済産業大臣又は経済産業局長」と読み替えるものとする。
〃	下	一四	ハの	ハまでの
五	上	一	六第百二条第三項	第百条の五
〃	下	一	様式	様式第
〃	〃	一	八	七
〃	〃	一	様式	様式第
〃	〃	一	一六	一二
〃	〃	終りから一二	「、法第百二条」を削除する。	鉱区等又は探査に係る
〃	〃	一	七	六
〃	〃	一	鉱区等の	次に
〃	〃	一	六	五
〃	〃	一	次の	様式第一から様式第四十四までを
〃	〃	一	一〇様式第一から様式第四十四まで	
〃	〃	一	**様式第1**	**様式第1**（第2条の2関係）
〃	〃	終りから一	七申請について	申請については
〃	〃	一	（第7条	（第4条
〃	〃	一	登記簿の謄本若しくは抄本	登記事項証明書
〃	〃	終りから一	一〇〇	一六
〃	〃	一	なっている	なっている
〃	〃	一	書類	書類を添えること。
〃	〃	一	第3号及び第23条第3項関係）	第2号、第7条及び第23条第3項第2号関係）
〃	〃	一	一〇	九
〃	〃	一	抗水	抗水
〃	〃	一	一〇	九
〃	〃	一	抗水	抗水
〃	〃	一	走行	走向
〃	〃	一	二四	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月二十日付第一七九号六月六日付参会第一八号四〇ページ●同日付政府調達第一五八号三二ページ●七四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）